

住宅宿泊事業を始める方へ

住宅宿泊事業を営むには都道府県知事に届出を行う必要があります。
届出は、原則として観光庁所管システム「民泊制度ポータルサイト」（民泊制度運営システム：URL等は下記参照）により所定の手続きを行っていただきますが、当該システムが利用できない等の場合、書類による届出を受け付けます。

なお、住宅宿泊管理業については国土交通大臣（窓口：国土交通省関東地方整備局等）の登録が、住宅宿泊仲介業については観光庁長官（窓口：観光庁）の登録が必要となります。

■ 1 住宅宿泊事業とは

宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、**宿泊日数が年間で180日を超えないもの※**。
※180日を超えて事業を行う場合は、旅館業法に基づく許可が必要となります。

■ 2 住宅宿泊事業の類型

- ・家主居住型：届出住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が居住し不在（※）とならないもの。
※日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間の範囲内の不在は除く。
- ・家主不在型：上記以外のもの。

■ 3 住宅宿泊事業の要件

- ・設備要件：家屋内に台所、浴室、便所、洗面設備を有すること。
このほか、非常用照明器具の設置、避難経路の表示等の措置が必要（詳細は別紙参照）
- ・居住要件：以下のいずれかに該当すること。
 - ・現に人の生活の本拠として使用されている家屋
 - ・入居者の募集が行われている家屋（住宅宿泊事業実施中を含む）
 - ・随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋

■ 4 届出の添付書類

- ・届出に係る添付書類は別表1※のとおり。
※マンションにおいて住宅宿泊事業を実施する場合、マンション管理規約の写し等が必要となります。別表1を参考に管理組合の意向を確認の上、必要書類を添付してください。

■ 5 住宅宿泊事業の実施における義務・講ずべき措置

- ・次に掲げる措置を講ずる必要があります。詳細は別表2※のとおり。
 - ① 宿泊者の衛生の確保
 - ② 宿泊者の安全の確保
 - ③ 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保
 - ④ 宿泊者名簿の備え付け・本人確認
 - ⑤ 宿泊者に対する、周辺地域の生活環境への悪影響防止に関する必要事項の説明
 - ⑥ 周辺地域の住民からの苦情及び問合せへの対応
 - ⑦ 標識の掲示
 - ⑧ 都道府県知事への定期報告（2か月ごとに1回）
※ 家主不在型や5を超える居室数を有する事業の場合は、住宅宿泊管理業務を管理業者に委託しなければなりません。

旅館業法の許可と住宅宿泊事業法の届出

旅館業の許可

- ・宿泊料を受けて人を宿泊させる営業
- ・旅館業法及び条例の基準が適用される。

住宅宿泊事業の届出

- ・旅館業法に規定する営業者以外の者が、宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業で、人を宿泊させる日数が1年間で180日を超えないもの
- ・住宅宿泊事業法の基準が適用される。

■ 住宅宿泊事業に関する問合せ

【民泊制度コールセンター（観光庁）】

TEL 0570-041-389（ヨイミンパク）

【民泊制度ポータルサイト（観光庁）】

URL：<http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/>

※「民泊制度」「民泊ポータル」で検索

栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課	028-623-3110
県西健康福祉センター	0289-64-3029
県東健康福祉センター	0285-83-7220
県南健康福祉センター	0285-22-6119
県北健康福祉センター	0287-22-2364
安足健康福祉センター	0284-41-5897
今市健康福祉センター	0288-21-1066
栃木健康福祉センター	0282-22-4121